

## 議案第58号

### 鳥取県地方卸売市場条例の一部改正について

次のとおり鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務規程及び事業計画の記載事項)</p> <p>第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法 <u>(委託手数料に関する事項にあつては、その徴収の方法に関する事項)</u></p> <p>(5) <u>卸売の業務に係る物品の品質管理の方法</u></p> <p>(6) <u>卸売の業務を行う者に関する事項</u></p> <p>(7) <u>卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(業務規程及び事業計画の記載事項)</p> <p>第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法</p> <p>(5) <u>卸売の業務を行なう者に関する事項</u></p> <p>(6) <u>卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあっては、その徴収の方法並びに額の決定及び周知に関する事項) (5)～(9) 略 2 略	(業務規程及び事業計画の記載事項) 第4条 法第56条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあっては、その徴収の方法に関する事項) (5)～(9) 略 2 略

#### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。